

魚沼市食の自立支援事業（堀之内、小出地域）業務委託 仕様書

本業務委託は、魚沼市委託契約条項（令和4年魚沼市告示第159号）に定めるもののほか、本仕様書に従い実施するものとする。

1 業務目的

本業務は、堀之内及び小出地域に居住する65歳以上の単身世帯、高齢者のみ世帯又はこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障がい者に栄養改善のため、栄養バランスのとれた昼食弁当を作製し、配達を行うものである。

2 業務内容

番 号：令8長単介委-12号

業 務 名：魚沼市食の自立支援事業（堀之内、小出地域）業務委託

履行期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

履行場所：魚沼市 堀之内ほか 地内

3 業務項目

3.1 弁当作製

(1) 食品衛生

食品衛生責任者を配置し、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の食品衛生に関する諸法令等を遵守し、食中毒の発生予防等、食品衛生について万全の注意を払い、正しい知識のもとで調理を行うこと。

(2) 弁当内容

ア 高齢者向けの栄養バランスを考慮し、主食、主菜、副菜を全て含む献立とする。

イ 主食は米飯とし、地場産のものを使用する。その他の食材についても極力地場産のものを使用する。

ウ 米飯の量は180グラム程度とする。

エ 主菜、副菜は合計5品以上とし、主菜と副菜の割合を主菜1に対し副菜2程度とする。

オ 副菜には野菜を100グラム程度含むものとする。（漬物を除く。）

カ 高齢者の心身の特性に配慮し、必要とされる栄養、やわらかめの調理法等を心がける。

キ 受注者は、弁当の内容が確認できる献立表を、月ごとに発注者へ提出するものとする。また、検食用の弁当を、週1回につき1個、発注者へ提出するものとする。ただし、検食用弁当は有償とする。

(3) 弁当容器

容器は使い捨て容器を用い、容器の回収は行わないものとする。

3.2 弁当の配達及び個数等

(1) 弁当の配達に関する事項

ア 受注者は、発注者が別に定める日程表に従い配達するものとする。

イ 受注者は、配達に際しては、弁当の個数、配達距離等を勘案し、適正な人員で行うものとする。

ウ 受注者は、配達物が食品（弁当）であるから、必ず在宅時に届けるものとする。また、不在又は緊急時の場合は発注者に報告するものとする。発注者は、報告を受けた時は、利用者又はその親族等関係者に確認後、受注者に再配達等の対応を連絡するものとする。なお、不在の場合は、受注者は「不在票」を配布し、弁当は持ち帰ることとする。この場合において、持ち帰った弁当は、当日午後2時までに再配達の手配があった場合を除き、受注者が廃棄する。

エ 利用者又はその親族等関係者が手渡し以外の方法で受取を希望する場合は、前項の限りでない。玄関先等へ弁当を置く場合は、保冷剤を使用するなど、必ず弁当が傷まないような配慮を十分に講ずること。なお、手渡し以外の方法で受渡した場合は、その旨を発注者へ報告すること。

オ 本事業の利用者は高齢者であることから、聞き取りやすい声掛けや受渡し方等の配慮を心がけるものとする。また、原則は手渡しとするが、利用者の心身の状況やその変化に応じ、部屋の中まで届けるなど、柔軟に対応することとする。

(2) 事業実施日

ア 堀之内地域 火曜日及び金曜日とする。

小出地域 月曜日及び水曜日とする。

イ 祝祭日の場合、本事業は行わないものとする。

ウ お盆期間（令和8年8月11日から令和8年8月14日まで）及び年末年始（令和8年12月29日から令和9年1月3日まで）は本事業を行わないものとする。

(3) 予定数

ア 1日当たり 堀之内地域33食程度、小出地域40食程度

イ 契約期間中 約7,500食

(4) 個数の決定

1日当たりの弁当の個数については、実施日の前日までの発注者からの連絡により決定するものとする。

4 業務報告

受注者は、当月分の業務実績をとりまとめ、翌月10日までに発注者に提出するものとする。

5 委託料

委託料については、1食当たりの単価契約とし、配達食数に応じて支払うものとする。

1食当たりの請求額については、下記の計算で算出した額とする。

弁当作製費（税抜き）×1.08（軽減税率）

＝1食当たりの作製費用（1円未満を切り捨てた額）…①

$$\begin{aligned} & \text{配達及び安否確認費（税抜き）} \times 1.1 \text{（消費税）} \\ & = 1 \text{ 食当たりの配達及び安否確認費（1円未満を切り捨てした額）} \dots \textcircled{2} \end{aligned}$$

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} = 1 \text{ 食当たりの請求額}$$

消費税率が変動となった場合は、消費税法所定の税率を乗じて算出した額とする。

6 委託料の支払

委託料は月払いとし、各月の業務終了報告及び検査合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に支払うものとする。

7 秘密の保持

受注者は、委託業務の実施により知り得た秘密を第三者へ漏らしてはならない。

8 個人情報の取り扱い

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び魚沼市委託契約条項 別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

9 契約の変更又は解除

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において当該契約に係る歳出予算の減額又は削減があった場合、契約を変更又は解除することがある。

10 その他

この仕様書に定めなき事項又は本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、発注者、受注者協議のうえ、決定するものとする。